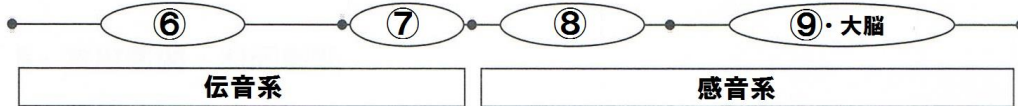
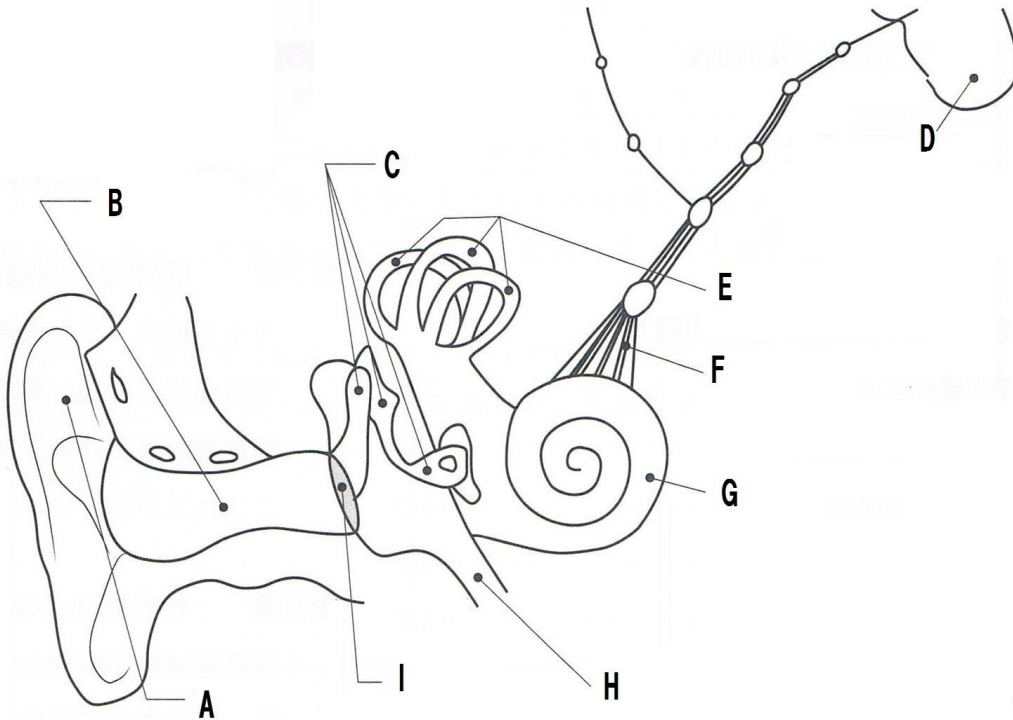


2017年度 全国統一要約筆記者認定試験 筆記試験 問題用紙

2018年2月18日(日)

- *これは問題用紙です。答えは解答用紙に記入してください。
- *用紙が配付されても合図があるまで開かないでください。
- *「アルファベット」や「ひらがな」と指定のない場合は、一般的な日本語の表記をしてください。
- *試験終了後、問題用紙も回収しますが、メモなどは消さなくてもかまいません。

I-1 下の図について、次の問いに答えなさい。



(1) 次の2つの文を読んで正誤を判断し、記号を解答欄に記入しなさい。

- ① a 振動がリンパ液に波を生じさせ、それを有毛細胞が感知して電気信号に変換する器官はGである。
 b Hは外耳道より中耳腔の気圧が低くなるように保つ働きをしている。

ア どちらも正しい
 ウ bのみ正しい

イ aのみ正しい
 エ どちらも誤り

- ② a Iの障害による難聴は、Fの障害による難聴に比べて、補聴器の効果が少ない。
 b Bでは200~500Hzの低い音を共鳴させて増幅するはたらきがある。

ア どちらも正しい
 ウ bのみ正しい

イ aのみ正しい
 エ どちらも誤り

- ③ a Cの障害による難聴は治療の対象になる。
b Aは音を集める働きをしている。
- ア どちらも正しい イ aのみ正しい
ウ bのみ正しい エ どちらも誤り
- ④ a Iの面積に比べてCのあぶみ骨の面積が大きいので、音圧がより高められる。
b Dは聴神経を通じて伝わった電気信号を音として感じ取る。
- ア どちらも正しい イ aのみ正しい
ウ bのみ正しい エ どちらも誤り
- ⑤ a 人工内耳はEの部分の代わりをするものである。
b Bが完全にふさがるとまったく聞こえなくなる。
- ア どちらも正しい イ aのみ正しい
ウ bのみ正しい エ どちらも誤り

(2) 次の文章の空欄にあてはまる語句を解答欄に記入しなさい。

音が脳に届くまでのしくみは、伝音系と感音系に大別される。伝音系は (⑥) と (⑦) から構成される。感音系は (⑧) と電気信号を伝える (⑨) や聴覚中枢からなる。障害部位による聴覚障害の分類が最も多く用いられるが、伝音系にも感音系にも障害がある場合を (⑩) という。

I-2 次の文章の空欄にあてはまる語句を語群から選び、解答欄に記号を記入しなさい。

- (1) 標準聴力検査の結果を示すオーディオグラムの横軸の単位は (①)、縦軸の単位は (②) である。縦軸の数字が大きいほど音は (③) 聞こえる。左耳の閾値は (④) で表す。
- (2) 両耳の平均聴力レベル (⑤) dBの人は身体障害者手帳6級に相当し、補聴器をはずすと会話音に気づかないことも起こる。身体障害者手帳3級に相当の (⑥) dBは電車の音など、通常的生活の中で聞くいちばん大きな音のレベルとされている。
- (3) 聴力レベルに関わらず語音明瞭度 (⑦) %以下の場合には身体障害者手帳4級に該当する。

- (4) 難聴者の聞こえは一人ひとり違い、補聴器を一人ひとりの聴力に合わせて調整することを補聴器の (⑧) という。
- (5) 大きい音が苦手という難聴者の聞こえの特徴に関する補聴器の調整機能は (⑨) である。
- (6) 人工内耳の場合は、スピーチプロセッサをコンピュータにつなぎ、装用者に合わせて電極を刺激するための情報を決めていくことを (⑩) という。

ア. 30	イ. 40	ウ. 50	エ. 60	オ. 70
カ. 80	キ. 90	ク. 100	ケ. dB	コ. Pa
サ. Hz	シ. phon	ス. 大きく	セ. 小さく	ソ. 高く
タ. 低く	チ.ハウリング	ツ. マッピング	テ. データロギング	
ト. フィッティング	ナ.アダプテーション	ニ. 音質調整	ヌ. 利得調整	
ネ. Tコイル	ノ. 出力制限	ハ. 騒音除去	ヒ. ○	フ. △ ヘ. ×

I-3 次の記述で、正しいものに○、誤っているものに×を解答欄に記入しなさい。

- (1) 一般的に伝音難聴と感音難聴では、伝音難聴のほうがことばの聞き分け能力が高い。
- (2) 後迷路に障害がある場合は、聴力レベルにかかわらずことばの弁別が悪くなる。
- (3) 人工内耳は聴覚中枢に重い障害がある場合にもっとも効果が高い。
- (4) 視覚情報を活用するコミュニケーション方法のうち、中途失聴者・難聴者にとっては、手や身体、表情などを使って表す独自の体系を持つ言語としての手話が使いやすい。
- (5) 障害者総合支援法における身体障害者日常生活用具給付事業で、聴覚障害者を対象にしたものは、聴覚障害者用通信装置など法律で定められた指定品目に限られる。

II-1 下記の人権の中で、社会権ではないものを2つ選びなさい。

- ア 労働基本権
- イ 参政権
- ウ 生存権
- エ 請願権

II-2 次の記述で、正しいものに○、誤っているものに×を解答欄に記入しなさい。

- (1) ソーシャルワークは、「人とそのまわりの環境とが相互に影響を与え合っている」という考えに基づいて展開される援助技術である。
- (2) ソーシャルワークでは、「問題をもつ当事者や家族がその原因」と、とらえる。
- (3) 日本国憲法のなかで最も重要な価値は、第13条の「個人の尊重」であるといわれ、ここから「国民主権」「平和主義」「参政権」という日本国憲法の三大原理が導かれる。
- (4) 国際生活機能分類は1980年に発表された「国際障害分類」の改訂版として、2001年にWHOで採択された。
- (5) 1997年、当時の厚生省がまとめた社会福祉基礎構造改革の主要な論点として「対等な関係の確立」、「多様な主体の参入」、「質と効率性の向上」などが示された。
- (6) 障害者福祉サービスは2003年度から支援費制度になり、「措置から契約へ」「施設から居宅へ」など、障害者の自己決定に基づく地域生活の実現を目指すものだった。
- (7) 社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (8) 障害者虐待の種類は身体的虐待のみである。
- (9) 難病は2013年より障害者総合支援法の対象となった。
- (10) リハビリテーションは、本来「全人間的復権」を意味する言葉である。
- (11) エンパワメントは、利用者の短所を矯正する取組みである。
- (12) 厚生労働省雇用分野における合理的配慮指針では、聴覚障害者の募集や面接時、雇用主が面接する際に、面接を筆談等を行うことを認めている。
- (13) 事業者は合理的配慮の内容について、障害者本人と話し合う必要はない。
- (14) 改正障害者雇用促進法では、民間事業者には、障害者に合理的配慮を提供する義務はない。
- (15) 地域生活支援事業には市町村が整備する事業と都道府県による事業がある。
- (16) 地域生活支援事業は、意思疎通支援と移動支援のみである。

- (5) ア 要約筆記奉仕員養成テキスト基礎課程発行
- イ 要約筆記者養成テキスト〈上〉〈下〉巻発行
- ウ 要約筆記研究叢書第1巻発行
- エ 要約筆記者の倫理綱領発表

Ⅲ-2 次の文章の空欄にあてはまる語句を解答欄に記入しなさい。

- (1) (①) 法の「(②) 事業」になったとはいえ、要約筆記奉仕員養成・派遣事業は (③) な位置づけは持たず、さらに、奉仕員という位置づけも聴覚障害者の (④) 擁護の観点からは不十分なものだった。
- (2) チームで行う要約筆記では (⑤) 力の落ちる前に、(⑥) することで確実な通訳を提供する必要がある。
- (3) ノートテイクでは、通訳された情報は基本的に利用者以外には (⑦) されないものであり、補筆や (⑧) も行われないため、(⑨) に比べて通訳者の責任が重いといえる。
- (4) (⑩) 職として、あげられる条件には (⑪) や学歴により (⑫) 的承認がなされていることもその1つである。
- (5) 文章要約で使われる要約の手法として、省く、(⑬)、(⑭)、(⑮) の4つをあげることができる。

Ⅲ-3 次の記述で、正しいものに○、誤っているものに×を解答欄に記入しなさい。

- (1) 要約筆記の表記・表出に一貫性や統一性をもたせることは、見た目をよくするために重要である。
- (2) 要約筆記のテクニックで一番初めに身につけるのは、骨格法である。
- (3) 要約技術における文末処理には体言止め、助詞止めなどがある。
- (4) 打ち合わせのときに、途中で映像を流す予定があれば、字幕の有無を確認し、取れる対応を主催者に提示する。
- (5) パラグラフの構造では、主題文、支持文、結文が基本の形である。
- (6) 文章要約の凝縮法では、段落ごとに縮小相似形になるように要約していく。
- (7) チームワークで大事な考え方は、メンバーに不備があっても、傷つけないようにそのまま見守ることである。

- (8) ノートテイクと全体投影は利用者の人数が違うこと以外は同じと考えてよい。
- (9) 要約筆記事業では、派遣された要約筆記者が同じ対応が取れることが制度の信頼のために重要である。
- (10) 要約筆記では、概念を伝える媒体が文字媒体となる。

Ⅲ-4 以下の設問に答えなさい。

- (1) 入塾の説明会のノートテイクに2名派遣で行った。入り口で待っていたら、子どもの友だちのお母さんと会って、どうしたの？と声をかけられた。依頼者(利用者)は、個人的にも知っている人なので、その人のノートテイクにきたと説明し、もう1人の要約筆記者のことも紹介した。要約筆記を知ってもらうのは、社会に要約筆記を広げることにもなるからいいことだと思った。

- ① あなたはこの対応をどう考えるか。解答欄のAかBに○をつけなさい。
 - A 適切である
 - B 適切ではない

- ② その理由を50～60字以内で書きなさい。

- (2) 講演会の開始前に、主催者との打ち合わせに行った。要約筆記の依頼は初めてとのことで、どうしたらいいですかと聞かれた。事前に資料は送られている。打ち合わせたい内容や打ち合わせしたい人などをお伝えしたいと思う。どのような言い方で説明するか。セリフのように100字以内で説明文を書きなさい。

Ⅳ-1 次の記述で、正しいものに○、誤っているものに×を解答欄に記入しなさい。

- (1) 世界の言語を文の語順の観点から見ると、述語よりも主語の方が先にくる言語の方が多い。
- (2) 言語として人間が発する実際の音(おん)のことを「音声」という。現在の日本語で「おがわ(小川)」は、普通、[ogawa]や[ojawa]という音声で発音されている。
- (3) 母音とは、口腔のどこかで息が妨げられて発せられる音(おん)である。
- (4) 「現代仮名遣い」(1986年内閣告示)の表記の原則によれば、「公」の訓読みは、ひらがなで「おおやけ」と表記する。

- (5) イントネーションが単語を単位としているのに対し、アクセントは音調や抑揚とも呼ばれ、文を単位としている。
- (6) 日本語は、名詞や動詞の語幹などに助詞や動詞の活用部分がかっついて、文法的な機能が表される膠着語に属する。
- (7) 文を話し手の気持ちの表し方の違いによって分けるとき、自分の考えや判断などを述べている文を疑問文という。
- (8) 外来語の表記法は「外来語の表記」(1991年内閣告示)に従い、通常はカタカナで表記されることになっているが、「コンピュータ」という表記も「コンピューター」という表記も認められている。
- (9) 「門戸を開放する」と「拘束状態を解放する」の「開放」と「解放」の関係は同音異義語である。
- (10) 書きことばは、話しことばよりいろいろな語彙が使われ、豊かな表現力があるといえる。

IV-2 次の文章の空欄にあてはまる語句を解答欄に記入しなさい。

- (1) 母音を中心として切れ目なく発音される、最小のひとかたまりの音声を (①) という。
- (2) 現在、日本で使われている単語は、その出自によって大きく (②)、漢語、外来語の三つの語種に分けることができ、それ以外に混種語と混成語がある。
- (3) 「庭に赤い花が咲いている。」の「赤い」の品詞は (③) である。
- (4) 同じ父親のことを意味する単語であっても、「おとうさん」「おやじ」「パパ」「とうちゃん」などと使い分けて、そこに独特の語感・ニュアンスが生まれる現象を (④) という。
- (5) 文は、「何が」を示す部分と「どうする・どんなだ・なんだ」を示す部分とを軸にして作られている。この「何が」を言い表す部分が主語、「どうする・どんなだ・なんだ」を言い表す部分が (⑤) である。

IV-3 次の問題を読んで、選択肢からあてはまるものを選び、記号を記入しなさい。

(1) 常用漢字表(1981年内閣告示、2010年改訂)に示された漢字のうち、特に使用頻度が高い約(ア. 500字 イ. 800字 ウ. 1000字 エ. 1500字)を小学校6年間で学ぶものとして定めたものは、一般的に「教育漢字」と呼ばれている。

(2) 「小春日和の 午後、縁側に 日が ポカポカと 当たっている。」の ポカポカと は、(ア. 午後 イ. 縁側に ウ. 日が エ. 当たっている)を修飾している。

(3) 「現代仮名遣い」(1986年内閣告示)によれば、「三日月がきれいな夜、わたしはお母さん手作りの洋服を着て散歩をした。」をひらがなで表記すると、

ア みかづきが きれいな よる、わたしは おかあさん てづくりの
ようふくを きて さんぽを した。

イ みかづきが きれいな よる、わたしは おかあさん てづくりの
ようふくを きて さんぽを した。

ウ みかづきが きれいな よる、わたしは おかあさん てづくりの
ようふくを きて さんぽを した。

エ みかづきが きれいな よる、わたしは おかあさん てづくりの
ようふくを きて さんぽを した。

とするのが普通である。

(4) 「送り仮名の付け方」(1973年内閣告示、1981年、2010年一部改正)によれば、「若い頃、軍隊でとても苦い体験を(ア. 味あわされた イ. 味わされた ウ. 味わわされた エ. 味じわされた)」とするのが普通である。

(5) 「公用文における漢字使用等について」によれば、()の表記が望ましい。

ア 従って、私は大きくなったら必ず政治家になる事に決めたのです。

イ したがって、私は大きくなったら必ず政治家になることに決めたのです。

ウ 従って、私は大きくなったら必ず政治家になることに決めたのです。

エ したがって、私は大きくなったら必ず政治家になる事に決めたのです。